最終更新日：2015年6月25日

株式会社きんでん
取締役社長　前田　幸一
問合せ先：06-6375-6000(代)
証券コード：1944
http://www.kinden.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は業務執行の強化・迅速化・適正化と事業環境の変動に柔軟に対応するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識しており、次の2つを重点施策として、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めています。

(1) 事業内容の透明性の向上
ディスクロージャーの速報性・正確性・質の向上を図るとともに、株主・投資家の皆様に対する説明責任を継続的に果たすことにより、経営改革の進展につなげてまいります。

(2) 法令遵守(コンプライアンス)の強化徹底
法令・定款を遵守することは当然のこと、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、健全な利益の増大を追求してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則4－9
当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた「独立社外取締役となる者の独立性判断基準」を策定しています。
当該基準については、当社有価証券報告書（第101期）の「第4提出会社の状況の6. コーポレート・ガバナンスの状況等（33ページ）」をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
関西電力株式会社	58,905,579	27.00
関電不動産株式会社	14,507,319	6.65
きんでん従業員持株会	10,037,912	4.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,594,000	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,671,000	3.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,199,368	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,883,000	1.32
MSIP CLIENT SECURITIES	2,702,318	1.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	2,338,950	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,915,000	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　治典	学者											
鳥山　半六	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　治典	○	当人(近親者を含む。以下同じ。)及び当人の所属会社と当社との関係において、記載を求められている各属性のいずれにも該当しません。	当人は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、大学教授の経歴を持ち、建築学の専門家としての幅広い見識等を活かして当社経営に適切に助言をいただけると判断して社外取締役に選任しております。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定しております。
鳥山　半六	○	当人(近親者を含む。以下同じ。)及び当人の所属会社と当社との関係において、記載を求められている各属性のいずれにも該当しません。	当人は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、弁護士として企業法務に精通しており、客観的かつ専門的な見地から当社経営に適切に助言をいただけると判断して社外取締役に選任しております。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定

			しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携
　会計監査人は、会計監査の方針・計画を事前に監査役に提出しています。監査役は、適宜、会計監査人から監査の実施状況についての報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の実施する監査への立会いを行っています。四半期に1回、監査役と会計監査人は、監査結果をもとに公正妥当な監査を行うための意見交換会を開催しています。

2. 内部監査部門と監査役の連携
　内部監査部門は、監査役と事前協議を行い監査の方針・計画を策定しています。内部監査に当たっては、各業務執行部門の職務遂行が経営方針、計画及び法令、定款、諸規程等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを調査・評価し、監査結果を適宜、監査役に報告するとともに、内部監査の充実を図るための会議を開催しています。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携
　内部監査部門と会計監査人は、各々の監査の実施状況についての報告をする等、緊密な連携と意思疎通を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田　馨	他の会社の出身者							△		△				
豊松　秀己	他の会社の出身者							○		○				
岩根　茂樹	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			その他の関係会社の常務執行役員として企業経営等の幅広い経験と見識を有し、また、独立

和田　馨		―――	行政法人造幣局において監事として豊富な監査の経験を有していることから、監査機能強化のため常勤の監査役として就任を依頼している。
豊松　秀己		―――	その他の関係会社における企業経営等の豊富な経験や幅広い知識と見識を有していることから、監査機能強化のため就任を依頼している。
岩根　茂樹		―――	その他の関係会社における企業経営等の豊富な経験や幅広い知識と見識を有していることから、監査機能強化のため就任を依頼している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

平成13年６月27日開催の第87回定時株主総会における決議に基づき、取締役及び使用人に権利行使期間を平成15年８月１日から３年間とするストックオプションを付与していたが、平成18年７月31日をもって終了した。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第101期（平成27年３月期）における当社の取締役13名（社外取締役を除く。）に対する報酬は、542百万円であります。また、第101期（平成27年３月期）における当社の監査役3名（社外監査役を除く。）に対する報酬は、69百万円であります。
なお、第101期（平成27年３月期）における当社の社外役員４名（社外取締役１名、社外監査役3名）に対する報酬は48百万円であります。
（注）
1. 取締役の報酬等の額には、平成27年６月24日開催の第101回定時株主総会での承認に基づき、取締役11名に対して支給された取締役賞与77百万円が含まれています。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、平成26年６月25日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名の各報酬が含まれています。
3. 当社は、平成17年６月28日開催の第91回定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの期間の役員退職慰労金相当額を未払金として計上しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役及び監査役に共通する事項
他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定します。

2. 取締役
取締役の報酬は、月額及び賞与からなります。
a) 月額は、常勤・非常勤ごとの報酬に対して、役位を反映した加算を行って、取締役就任時に取締役会で決定します。

b) 賞与は、業績を基礎に置き、常勤・非常勤の別、役位、担当業務における成果を反映して各人の支給額を算出した上で、支給議案を取締役会で決定し、株主総会の決議を受けます。

3. 監査役
監査役の報酬は月額からなり、常勤・非常勤ごとの報酬に対して、役位を反映した加算を行って、監査役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の議案等についての関係資料の事前配付及び説明を秘書部担当者(必要に応じて当該事案の担当役員を含む)が行うほか、適宜情報を提供しています。 また、監査役の職務を補助するための組織として監査役室を設け、社外監査役をサポートする知識、能力を有する専任のスタッフを配置するとともに、取締役の業務執行に関する重要な意思決定や諸会議の議事内容等については、監査役会等を通じて適宜、詳細な説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行・監視の仕組み
a) 現状の体制は概要図に示すとおりです。

b) 会社法の定めにより取締役会の決議が必要とされる重要事項以外の会社経営全般にわたる方針、計画の樹立及び経営活動の具体的な推進は常勤取締役会(月2回開催、常勤の取締役で構成され常勤の監査役も出席)に権限を委譲することにより、効率的な会社運営に努めています。

c) 常勤取締役会に上程する議案のほか、会社の重要な経営方針については経営会議(月2回開催、会長・社長・副社長等で構成)において十分審議を尽くしています。

d) 意思決定の迅速化、業務執行の監督機能の強化を図るとともに、特定の業務の責任者が業務執行に専念できる体制として、執行役員制度を導入しています。一方、モニタリング機能としては、取締役会長を議長とする取締役会・常勤取締役会を定期に開催することにより、経営監督機能の強化を図っています。

e) 取締役会での業務執行報告とは別に、代表者(取締役社長)と監査役の間で業務執行状況を報告・検討する機会を設けており、業務執行に対する監督機能が十分に果たせる仕組みを構築しています。

f) 経営方針の水平展開、情報伝達の確実性を目的として、幹部会(隔月開催、常勤の取締役・監査役のほか本店(社)の本部長・部長、支店(社)長で構成)を開催しています。幹部会の事務局は秘書部が担当しています。

g) コンプライアンス機能の強化を目的としたコンプライアンス委員会(年2回開催、会長・社長・副社長・監査役代表者・コンプライアンス担当役員で構成)、リスク管理機能の強化を目的としたリスク管理委員会(年2回開催、担当取締役と本店(社)の主要な部の長で構成)、工事に係る品質安全管理機能の強化を目的とした品質安全管理委員会(年2回開催、品質安全管理に係る担当取締役、本部長及び本店(社)の部長で構成)を設置しています。コンプライアンス委員会・リスク管理委員会の事務局は総務法務部、品質安全管理委員会は安全衛生環境室が担当しています。

2. 監査の状況
監査の組織、人員等については、上記【監査役関係】及び【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載のとおりです。当社の経理部長歴任者を監査役に選任し、また、内部監査部門及び会計監査人からの報告及び説明を受ける等、相互連携強化を図っています。

3. 会計監査の状況
当社は、ひびき監査法人(前大阪監査法人。平成26年7月1日付名称変更)に会計監査を委任しています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属している池尻省三氏、宮本富雄氏及び林直也氏の3名です。他に補助者として、公認会計士7名及び公認会計士試験合格者1名が監査業務に携わっております。また、期末監査に偏らないよう月次決算書など適正な情報の提供を行い、正確な監査を受けています。
第101期(平成27年3月期)における当社の同監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は45百万円であり、それ以外の報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

1. 取締役11名(うち社外取締役2名)はそれぞれ相互監視を行い、社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場から、当社の経営の客観性及び中立性の確保に努めています。

2. 当社の監査役は、5名のうち3名が社外監査役で過半数を占めており、かつ社外監査役のうち1名は当社に常勤し、監査業務を行っています。
当社の現状の体制においては、このような社外監査役による監査を重視しており、かかる監査体制の下、会計監査人や内部統制部門との連携を図りながら、経営監視機能の強化を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも4営業日以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して設定しています。
その他	・株主の皆さまが議案の十分な検討期間を確保していただけるよう、招集通知の発送日の2日前に、招集通知（参考書類を含む）のPDFファイルを、当社ホームページに掲載することとしています。 ・総会にご出席の株主さまが、より一層ご理解を深めていただくために、株主総会における事業報告及び議案の内容説明は、ナレーション付きの映像を用いるなど、総会運営のビジュアル化を図っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の定期開催を実施し、代表者（取締役社長）が出席しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、財務情報、株価情報、招集通知、事業報告書、IRカレンダー等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報部において対応しています。	
その他	海外投資家向けに英文のアニュアルレポートを年1回定期的に作成しており、当社ホームページに掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はCSRの確実な実践のために策定された「関西電力グループCSR行動憲章」（2004年3月策定）、「関西電力グループCSR行動規範」（2005年5月策定）に基づいて、グループ会社の一員として、企業の社会的責任を果たしています。
その他	当社は、一般工事においては国内全域を網羅する15支店・支社の全事業所と本店関連部署で、また、中央支店の電力工事関連部署において、品質システムISO9001及び環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得しています。これにより管理システムをより効果的に運用し、「顧客満足創造企業」として顧客のニーズに応えるとともに、省資源・省エネルギー設備などの地球に優しいエネルギーシステムを積極的に提案・展開しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的考え
当社並びに子会社の取締役及び従業員（執行役員を含む。以下同じ。）一人ひとりが、文化生活に不可欠な電気をはじめとするエネルギーや情報通信に携わる者としての高い職務倫理を有し、社会的良識を持って行動しなければならないということを徹底していく。
これを実現するため、風通しの良い職場環境を作り、円滑なコミュニケーションを通じて、業務の適正を確保するとともに、見直しを繰り返すことにより、その改善・強化を図るものとする。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コーポレート・ガバナンス
業務執行の的確化・適正化・迅速化と事業環境の変動に、柔軟に対応するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識し、「事業内容の透明性の向上」と「法令遵守（コンプライアンス）の強化徹底」を重点施策に掲げて、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。

（2）コンプライアンス
・取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下でその職務を遂行するため、取締役会は「きんでんグループ行動指針」を制定する。併せて、コンプライアンス委員会を設置してその実効を確保するとともに、社長は繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令遵守があらゆる事業活動の前提であることを徹底する。
・各々の担当分野の業務においてコンプライアンスに係る規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等を行い、コンプライアンスに関する体制を確保する。
・内部通報制度
従業員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、「きんでんグループ行動指針」に基づき、所定の窓口に通報する。 通報した従業員の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制を確保する。

（3）財務報告の適正性確保のための体制
経理規程その他社内規程を遵守して職務を遂行するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保する。

（4）内部監査
社長直轄の業務監理室を設置し、業務監理室の監査を中心とした内部監査システムを確保する。業務監理室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守の状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等について、内部監査を実施し、社長及び監査役に対して、その結果を報告する。また、業務監理室は、内部監査によって判明した指摘事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、常勤取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、関連資料とともに、重要文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、保存（保管）責任者を定め、適切に保存し、管理する。

（2）取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

（3）これらの文書を廃棄するときは、焼却又は裁断によるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）
（1）リスクの発生予防、発生時の損失の回避・低減を図るため定めたリスク管理規程の定めるところにより、リスク管理の効果をあげるものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応のためにリスク総括箇所を定めるとともに、各々の担当分野の業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。

（2）リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理委員会を置くとともに、各々の担当分野の業務において、規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等を行うものとする。

（3）次の経営管理システムを用いて、事業活動に伴うリスクを継続的に監視し、リスクの回避・低減を図る。
・全社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。
・業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）決裁権限規程、業務分掌に係る規程等、各種社内規程を定め、職務権限及び意思決定ルール並びに責任の明確化により、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

（2）次に記載の経営管理システムを用いて、取締役及び従業員の職務遂行の効率性を確保する。
・経営会議及び常勤取締役会を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、社長、経営会議又は常勤取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、各種社内委員会・審査会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議・検討・審査を行い、社長、経営会議及び常勤取締役会の意思決定に資する。
・目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各子会社の目標値を設定し、それに基づく業績管理を行う。
・四半期ごとに目標の達成度を把握・評価し、結果をフィードバックすることにより、業務の実効性を確保する。必要に応じて、目標未達の要因を分析し、その要因の除去・低減のための改善策を実施するものとし、業務運営の状況を把握し、改善を図るために、内部監査を実施する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社に対する対応
・前記2.～5.に定める体制の整備等については、子会社を含むものとし、子会社ごとに主管部署を定め、子会社の経営を管理・指導する。
・子会社の業務運営に係る規定を設け、一定の事項について、子会社で決定・実行する前に当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
・子会社には、取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保する。また、当社の監査役は、グループ監査役会を開催する。

（2）関西電力株式会社に対する対応

・関西電力株式会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
・当社は、関西電力株式会社の関連会社として独自の意思決定によって事業運営を行う一方、関西電力株式会社が制定する「グループ経営ビジョン」「グループCSR行動憲章」他のグループ会社に関する規定に沿って、グループ会社の一員としての自覚と責任を持って、事業活動を展開していく。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設け、監査役を補助する知識、能力を有する従業員(以下、「監査役スタッフ」という。)を2名以上選任する。
・監査役スタッフは、事務局として定期的にグループ監査役会を運営し、グループ内での情報共有を図る。

(2) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
・監査役会は、監査役スタッフの人事(人事異動、人事評価、懲罰を含む。)の決定にあたっては、事前に人事担当取締役から報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
・監査役スタッフは、当社並びに子会社において業務の執行に係る役職は兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

(3) 監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。
・監査役スタッフは、必要な情報収集のために監査役の指示を受けて、執行側各部署が開催する会議に出席したり、業務執行に関する調査を行うことができる。

(4) 監査役への報告に関する体制
(イ) 取締役及び使用人が監査役に報告する体制
・重要会議への出席
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、常勤取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
・取締役等の報告義務
取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
a) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容
b) 業務監理室等が行う内部監査の内容及び結果
c) 内部通報制度による通報の状況
d) 行政処分の内容
e) その他著しい損失等会社経営に重大な影響を与える事象が発生したとき、又は発生することが予想されるとき
f) 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
・子会社を主管する部署は、監査役に対して、前記6(1)に基づき報告を受けた子会社の経営等に関する重要決定事項や子会社に対する業務調査の実施結果を遅滞なく報告する。
・子会社の監査役は、グループ監査役会に出席して子会社の監査の状況を監査役に報告する。

(5) 前記(4)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・きんでんグループ行動指針に基づき、違反行為に関する報告・相談を行った従業員や事実調査に協力した従業員に対して、そのことを理由として、不利な取扱いを行わず、各職場においてそのような取扱いが生じないように最善の注意を払う。
・内部通報規程に基づき、通報したことを理由に通報者に対する不利な取扱いの禁止を徹底する。

(6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・通常の監査費用については、監査計画に基づいて予算化する。
・計画外の監査の発生に備えて一定額を特別費用として予算に組み込む。特別費用で不足が生じることが予想される場合は、監査役は予算執行部門に事前連絡の上、必要費用の負担を会社に求めることができる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
・代表取締役と監査役との定期会合
代表取締役と監査役との間で、定期的に会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討する機会を設ける。
・業務監理室と監査役との連携等
業務監理室は、内部監査の方針・計画について監査役と事前協議を行うとともに、定期的に会合を持ち、その監査結果及び指摘事項等について意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。また、監査役及び業務監理室は、会計監査人とも連携を図るものとする。
・会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築
監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施される体制が確保されていることを確認し、必要なときは、取締役に対して、会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築に関して申し入れることができる。
・外部専門家の起用
監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との対決
(1) 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。

(2) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは取引を行わない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値の向上を図っていくことが最重要課題であると考えている。また、当社取締役の同意を得ることなく行われる当社株式の大量買付け行為については、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものであると認識しているが、明らかに株主共同の利益を害するような会社買収に対しては対抗していく所存である。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

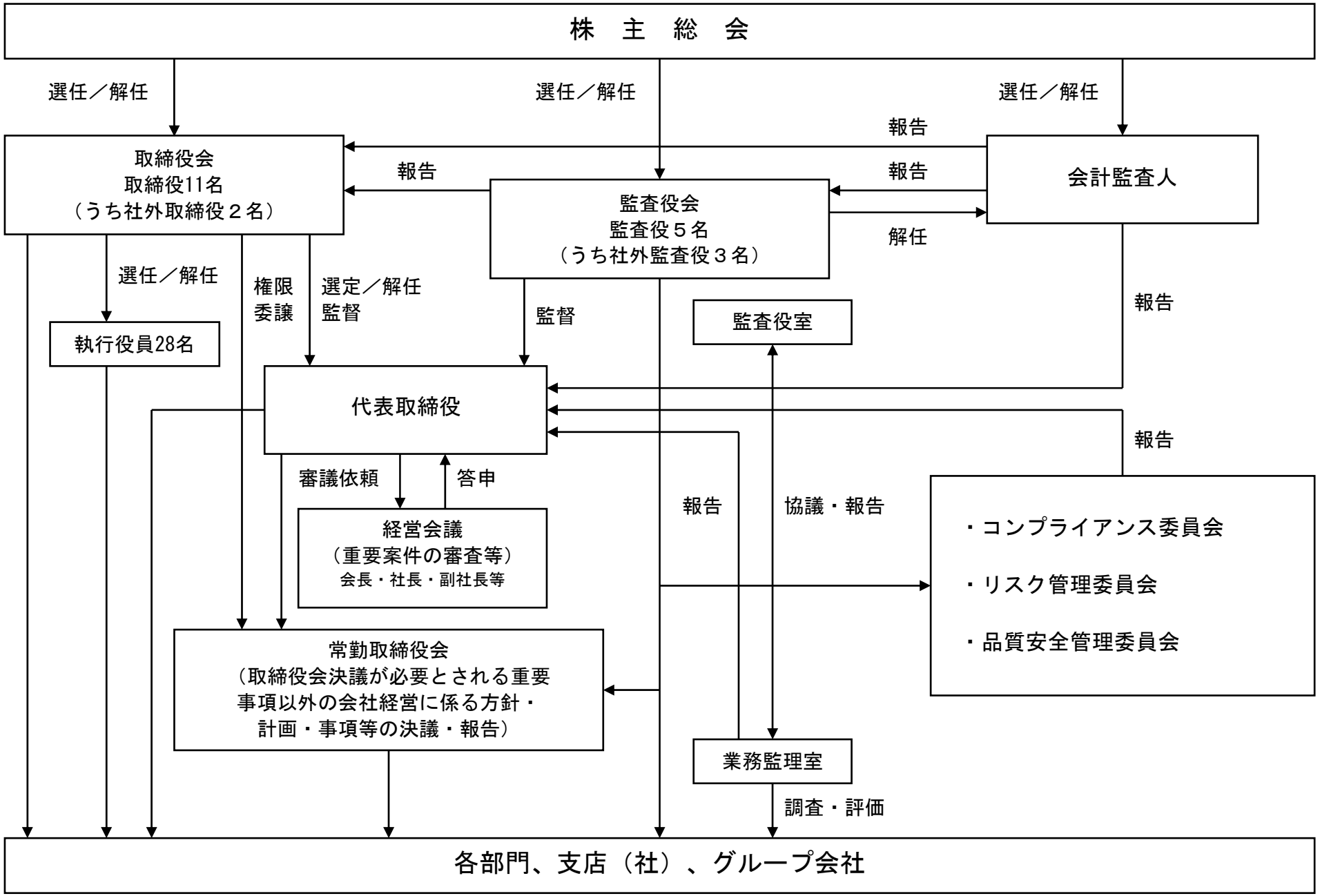
株　主　総　会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
報告
取締役会
取締役11名
（うち社外取締役２名）
報告
報告
会計監査人
監査役会
監査役５名
（うち社外監査役３名）
解任
選任／解任
権限
委譲
選定／解任
監督
監督
報告
監査役室
執行役員28名
代表取締役
報告
審議依頼
答申
経営会議
（重要案件の審査等）
会長・社長・副社長等
報告
協議・報告
・コンプライアンス委員会
・リスク管理委員会
・品質安全管理委員会
常勤取締役会
（取締役会決議が必要とされる重要
事項以外の会社経営に係る方針・
計画・事項等の決議・報告）
業務監理室
調査・評価
各部門、支店（社）、グループ会社

適 時 開 示 体 制 の 概 要

1．当社は、役員・従業員の倫理規程である「きんでんグループ行動指針」において、次のとおり明定して、情報の取扱いに特段の注意を喚起しています。

○　投資家保護のため、法令又は証券取引所の規則により定められた会社情報の適時開示を行う。

○　投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす当社や取引先等の重要事実を知ったときは、その事実が公表されるまでは、その株式等の売買（インサイダー取引）を行わない。

2．上記を受け、「重要情報管理規程」を制定して、次のとおりの管理体制で会社情報の開示前の漏洩防止及び適時開示を適時・適切に行うようにしています。

［管理体制図］

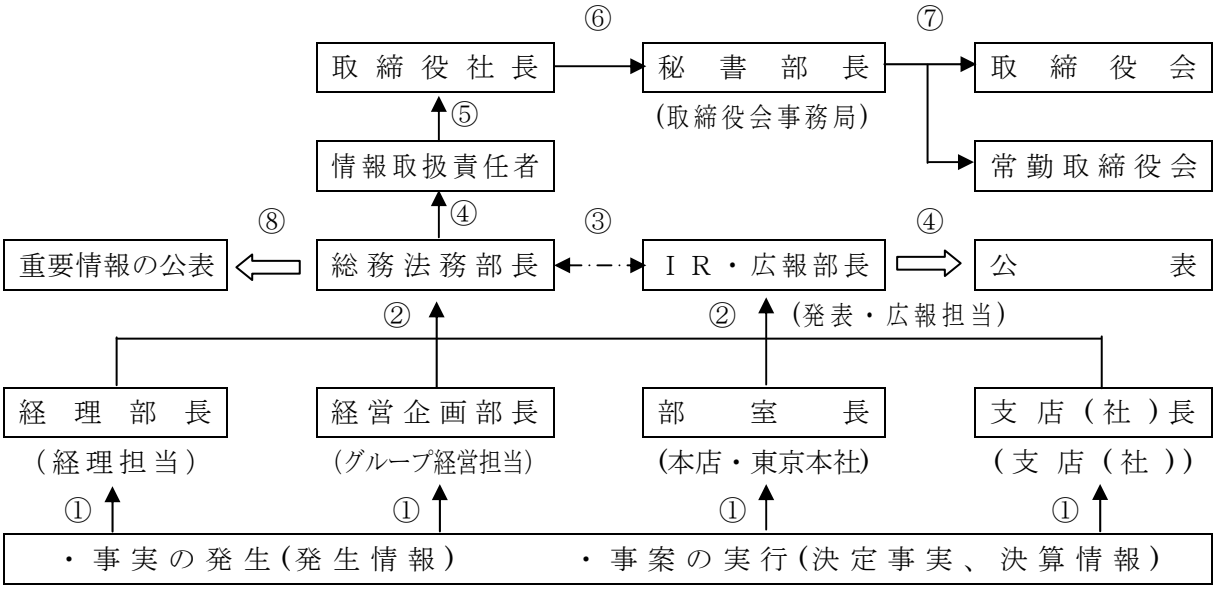

以　上